

第二号被保険者の要介護・要支援認定申請について

現在、要介護・要支援認定申請をする際、第二号被保険者である場合にはその方の健康保険証を提示していただき医療保険の加入状況を確認しておりますが、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。つきましては、今後の取扱いについて下記の通りとします。

<医療保険の加入状況の確認方法>

- ① 有効期限内の健康保険証等の提示（現行の保険証が利用可能な期間に限る）
- ② 個人番号（マイナンバー）を活用した情報連携による確認

<申請時必要なもの>

- ① 介護保険要介護・要支援認定申請書
- ② 介護認定調査等に関する問診表
- ③ 医療保険加入状況が確認できるもの
- ④ ③がない場合、「第二号被保険者の要介護・要支援認定申請に伴う委任及び情報連携の同意について」（別紙参照）

- ・情報連携を利用した場合、医療保険加入状況の確認に時間を要する場合があります。
- ・医療保険の加入状況の確認は、変更申請・更新申請時にも必要となります。
- ・新規申請の場合は③に加え、被保険者番号を取得することへの委任状も必要となります。
- ・個人番号（マイナンバー）の第三者への提供は認められていないため、申請書の個人番号の欄は記入しないでください。